

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案参照条文

○ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「戦傷病者等」とは、昭和十二年七月七日以後に負傷し、又は疾病にかかり、これにより障害の状態となつたことを事由として、平成十三年四月一日において次の各号に掲げる給付（以下「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けていた者及び同日において増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある者で、同日において当該給付に係る障害の程度が、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当したものをいう。ただし、一時金たる給付を受けたことがある者であつて、当該給付を受けた日から平成十三年三月三十一日までの間に、当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当したものを除く。

一 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七十七号。以下「遺族援護法」という。）第二条第一項第一号に規定する者であつたことにより支給される恩給法第四十六条に規定する増加恩給若しくは同法第四十六条ノ二に規定する傷病賜金又は恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。）附則第五条若しくは附則第二十二条に規定する増加恩給若しくは傷病年金

二 法律第五十五号附則第二十九条の二の規定の適用により支給される恩給法第四十六条に規定する増加恩給若しくは同法第四十六条ノ二に規定する傷病賜金又は法律第五十五号附則第二十二条に規定する増加恩給若しくは傷病年金

三 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）附則第十三条の規定により支給される特例傷病恩給

四 遺族援護法第七条の規定により支給される障害年金又は障害一時金

五 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第三条の規定により承継した義務に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金若しくは一時金たる給付又は旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合若しくは旧財団法人共済協会が支給した一時金たる給付のうち、公務による障害を支給事由とするもの

六 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条の三第三項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による障害を支給事由とするもの

七 遺族援護法第二条第一項第二号に規定する者で同法第三条第一項第二号に規定する在職期間内における負傷又は疾病により障害の状態となつたものに対し、国家公務員共済組合連合会が支給する年金若しくは一時金たる給付又は旧通信共済組合その他政令で定める共済組合が支給した一時金たる給付のうち、公務による障害を支給事由とするもの

（特別給付金の支給及び権利の裁定）

第三条 平成十三年四月一日において戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。）であつて同日において日本の国籍を有していた者は、特別給付金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

一 平成十三年四月二日以後同年十月一日前に日本の国籍を失つた者

二 前号の期間内に離婚（離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入っていると認められる場合を含む。）により当該戦傷病

者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者

三 禁錮以上の刑に処せられ、平成十三年十月一日においてその刑の執行を終わらず、又は執行を受けることがなくなっていない者（刑の執行猶予の言渡しを受けた者で同日においてその言渡しを取り消されていないものを除く。）

四 当該戦傷病者等が平成十三年十月一日前に死亡した場合において、その死亡後同日前に婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。）をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

2 (略)

（特別給付金の額及び記名国債の交付）

第四条 特別給付金の額は、十五万円（戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、七万五千元）とし、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 5 (略)

○ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「戦没者等の妻」とは、昭和十二年七月七日以後に死亡した者（同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であつたことにより、昭和三十八年四月一日において次の各号に掲げる給付を受ける権利を有する者をいう。

一 死亡した者が、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十一号）による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する軍人、準軍人その他の陸軍又は海軍部内の公務員又は公務員に準ずべき者（戦時又は事変に際し臨時特設の部局又は陸海軍の部隊に配属せしめたる文官補闕の件（明治三十八年勅令第四十三号）に規定する文官を含む。）であつたことにより支給される恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料

二 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第二十九条の二の規定の適用により支給される恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料、法律第百五十五号附則第三十五条の三に規定する扶助料、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百号）附則第四項に規定する扶助料又は旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する扶助料

三 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号。以下「遺族援護法」という。）第二十三条第一項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）附則第二十項若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十四号）附則第十一項の規定により支給される遺族年金

四 遺族援護法第二十三条第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族給与金

五 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第百五十六号）第三条の規定により承継した義務に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とするもの

六 遺族援護法第二条第一項第二号に規定する軍属であつた者で同法第三条第一項第二号に規定する在職期間内における負傷又は疾病により死亡

したものゝ遺族に対し、国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とするもの

(特別給付金の支給及び権利の裁定)

第三条 (略)

2 戦没者等の妻であつて、前項の特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において次の各号に掲げる給付を受ける権利を有するものには、特別給付金を支給する。

一 前条各号に掲げる給付

二 遺族援護法第二十三条第一項第四号又は第五号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金

三 遺族援護法第二十三条第二項第四号に掲げる遺族に支給される同法による遺族給与金

四 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条の三の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とするもの

五 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第二十七号)附則第五条第一項の規定により支給される遺族年金

六 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)附則第七条第一項の規定により支給される遺族年金

3 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において同項各号に掲げる給付を受ける権利を有するものには、特別給付金を支給する。

4 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有するものには、特別給付金を支給する。

5 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有するものには、特別給付金を支給する。

6 (略)

(特別給付金の額及び記名国債の交付)

第四条 特別給付金の額は、前条第一項の特別給付金にあつては二十万円、同条第二項の特別給付金にあつては六十万円、同条第三項の特別給付金にあつては百二十万円、同条第四項の特別給付金にあつては百八十万円、同条第五項の特別給付金にあつては二百万円とし、それぞれ十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

25 (略)

○ 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第二十二号) (抄)

附 則

(特別給付金の支給の特例)

第六条 新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者には、同条第二項の特別給付金を支給する。

○ 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十三号）（抄）

附 則

（特別給付金の支給の特例）

第四条 新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者（法律第二十二号附則第六条の規定により法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。）には、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。

○ 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成三年法律第五十五号）（抄）

附 則

（特別給付金の支給の特例）

第三条 新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第二十二号。以下「法律第二十二号」という。）附則第六条の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第二十九号。以下「法律第二十九号」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者及び法律第五十三号附則第四条の規定により旧法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。）には、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。

○ 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十五号）（抄）

附 則

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第三条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「旧法」という。）の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。

2 第三条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「新法」という。）第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成三年法律第五十五号。以下「平成三年法律第五十五号」という。）附則第二条第二項に規定する者及び旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

3 旧法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成八年十月一日において、新法第二条各号に掲げる給付（以下「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、前項の規定にかかわらず、平成八年十月一日において当該戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。以下この条において

同じ。)であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、旧法第三条第一項の特別給付金(以下「平成三年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者に限る。

4 平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五十三号。以下「昭和六十一年法律第五十三号」という。)附則第三条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。)に限る。

5 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十三号。以下「昭和五十九年法律第七十三号」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、平成八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第三項の規定により昭和六十一年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

6 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二十九号。以下「昭和五十四年法律第二十九号」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、平成八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金(以下「昭和五十一年特別給付金」という。)及び同条第二項の特別給付金(以下「昭和五十一年継続特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者に限る。

7 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第二十二号。以下「昭和五十一年法律第二十二号」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者が、平成八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別

表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成八年十月一日において当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつたことにより、昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第四項の規定により昭和六十一年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

8 (略)

(特別給付金の支給の特例)

第三条 新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者（昭和五十一年法律第二十二号附則第六条の規定により昭和五十一年継続特別給付金を受ける権利を取得した者、昭和六十一年法律第五十三号附則第四条の規定により昭和六十一年特別給付金を受ける権利を取得した者及び平成三年法律第五十五号附則第三条の規定により平成三年特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。）には、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。

○ 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第十一号）（抄）

附 則

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第四条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「旧法」という。）の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。

2 第四条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「新法」という。）第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十五号。以下「平成八年改正法」という。）附則第二条第二項に規定する者及び旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

(特別給付金の支給の特例)

第三条 新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者（次に掲げる者を除く。）には、同項の特別給付金を支給する。

一 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第二十二号。以下「昭和五十一年改正法」という。）附則第六条の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第二十九号。以下「昭和五十四年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金（以下「昭和五十一年継続特別給付金」という。）を受ける権利を取得した者

二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十三号。以下「昭和六十一年改正法」という。）附則第四条の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成三年法律第五十五号。以下「平成三年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金（以下「昭和六十一年特別給付金」という。）を受ける権利を取得した者

- 三 平成三年改正法附則第三条の規定により平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金（以下「平成三年特別給付金」という。）を受ける権利を取得した者
- 四 平成八年改正法附則第三条の規定により旧法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

○ 恩給法（大正十二年法律第四十八号）

（別表）

第一号表ノ二（第四十九条ノ二関係）

特別項症	重度障害ノ程度	重度障害ノ状態
第一項症	一 心身障害ノ為自己身辺ノ日常生活活動ガ全ク不能ニシテ常時複雑ナル介護ヲ要スルモノ 二 両眼ノ視力カ明暗ヲ弁別シ得サルモノ 三 両上肢又ハ両下肢ヲ全ク失ヒタルモノ 四 身体諸部ノ障碍ヲ綜合シテ其ノ程度第一項症ニ第一項症乃至第六項症ヲ加ヘタルモノ	一 心身障害ノ為自己身辺ノ日常生活活動ガ全ク不能ニシテ常時複雑ナル介護ヲ要スルモノ 二 両眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ 三 両眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ 四 レ線像ニ示サレタル肺結核ノ病型ガ広汎空洞型ニシテ結核菌ヲ大量且継続的ニ排出シ常時高度ノ安静ヲ要スルモノ 五 呼吸困難ノ為換気機能検査モ実施シ得サルモノ 六 肘関節以上ニテ両上肢ヲ失ヒタルモノ 七 肘関節以上ニテ両下肢ヲ失ヒタルモノ
第二項症	一 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ 二 両眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ 三 両耳全ク聾シタルモノ 四 大動脈瘤、鎖骨下動脈瘤、総頸動脈瘤、無名動脈瘤又ハ腸骨動脈瘤ヲ廢シタルモノ 五 腕関節以上ニテ両上肢ヲ失ヒタルモノ 六 一上肢又ハ一下肢ヲ全ク失ヒタルモノ 七 足関節以上ニテ両下肢ヲ失ヒタルモノ	一 心身障害ノ為家庭内ニ於ケル日常生活活動ガ著シク妨ゲラルモノ 二 両眼ノ視力ガ視標〇・一ヲ一・五メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ 三 レ線像ニ示サレタル肺結核ノ病型ガ非広汎空洞型ニシテ結核菌ヲ継続的ニ排出シ常時中等度ノ安静ヲ要スルモノ 四 呼吸機能ヲ高度ニ妨グルモノ 五 心臓ノ機能ノ著シキ障害ノ為家庭内ニ於ケル日常生活活動ニ於テ心不全症状又ハ狭心症症状ヲ来スモノ 六 腎臓若ハ肝臓ノ機能又ハ造血機能ヲ著シク妨グルモノ 七 肘関節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ
第三項症		

第四項症	八 膝関節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ 一 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ著シク妨クルモノ 二 両眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ 三 両耳ノ聴力カ〇・〇五メートル以上ニテハ大声ヲ解シ得サルモノ 四 両睾丸ヲ全ク失ヒタルモノニシテ脱落症状ノ著シカラサルモノ 五 腕関節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ 六 足関節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ
第五項症	一 心身障害ノ為社会ニ於ケル日常生活活動ガ著シク妨ゲラルルモノ 二 頭部、顔面等ニ大ナル醜形ヲ残シタルモノ 三 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ 四 レ線像ニ示サレタル肺結核ノ病型ガ不安定非空洞型ニシテ病巣ガ活動性ヲ有シ常時軽度ノ安静ヲ要スルモノ 五 呼吸機能ヲ中等度ニ妨グルモノ 六 心臓ノ機能ノ中等度ノ障害ノ為社会生活活動ニ於テ心不全症状又ハ狭心症症状ヲ来スモノ 七 腎臓若ハ肝臓ノ機能又ハ造血機能ヲ中等度ニ妨グルモノ 八 一側総指ヲ全ク失ヒタルモノ
第六項症	一 頸部又ハ軀幹ノ運動ニ著シク妨クルモノ 二 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ 三 脾臓ヲ失ヒタルモノ 四 一側拇指及示指ヲ全ク失ヒタルモノ 五 一側総指ノ機能ヲ廢シタルモノ
右ニ掲グル各症ニ該当セザル傷疾疾病ノ症項ハ右ニ掲グル各症ニ準ジ之ヲ査定ス レ線像ニ示サレタル肺結核ノ病型ハ「日本結核病学会病型分類」ニ依ル 視力ヲ測定スル場合ニ於テハ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ視標ハ万国共通視力標ニ依ル	

第一号表ノ三（第四十九条ノ三関係）

障害ノ程度	障害ノ状態
第一款症	一 一眼ノ視力ガ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ弁別シ得ザルモノ 二 一耳全ク聾シ他耳尋常ノ話声ヲ一・五メートル以上ニテハ解シ得ザルモノ 三 一側腎臓ヲ失ヒタルモノ 四 一側拇指ヲ全ク失ヒタルモノ 五 一側示指乃至小指ヲ全ク失ヒタルモノ 六 一側足関節ガ直角位ニ於テ強剛シタルモノ 七 一側総趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第二款症	一 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二・五メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ 二 一耳全ク聾シタルモノ 三 一側拇指ノ機能ヲ廢シタルモノ 四 一側示指乃至小指ノ機能ヲ廢シタルモノ 五 一側総趾ノ機能ヲ廢シタルモノ
第三款症	一 心身障害ノ為ニ於ケル日常生活活動ガ中等度ニ妨ゲラルルモノ 二 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ三・五メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ 三 一耳ノ聴力カ〇・〇五メートル以上ニテハ大声ヲ解シ得サルモノ 四 レ線像ニ示サレタル肺結核ノ病型ガ安定非空洞型ナルモ再悪化ノ虞アル為經過觀察ヲ要スルモノ 五 呼吸機能ヲ軽度ニ妨グルモノ 六 一側鞏丸ヲ全ク失ヒタルモノ 七 一側示指ヲ全ク失ヒタルモノ 八 一側第一趾ヲ全ク失ヒタルモノ
第四款症	一 一側示指ノ機能ヲ廢シタルモノ 二 一側中指ヲ全ク失ヒタルモノ 三 一側第一趾ノ機能ヲ廢シタルモノ 四 一側第二趾ヲ全ク失ヒタルモノ
第五款症	一 一眼ノ視力カ〇・一二滿タサルモノ 二 一耳ノ聴力カ尋常ノ話声ヲ〇・五メートル以上ニテハ解シ得サルモノ 三 一側中指ノ機能ヲ廢シタルモノ 四 一側環指ヲ全ク失ヒタルモノ 五 一側第二趾ノ機能ヲ廢シタルモノ 六 一側第三趾乃至第五趾ノ中二趾ヲ全ク失ヒタルモノ
右ニ掲グル各症ニ該當セザル傷疾疾病ノ程度ハ右ニ掲グル各症ニ準ジ之ヲ査定ス レ線像ニ示サレタル肺結核ノ病型ハ「日本結核病学会病型分類」ニ依ル 視力ヲ測定スル場合ニ於テハ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ視標ハ万国共通視力標ニ依ル	